

栗林公園山林部危険木等処理業務仕様書

1 業務概要

1) 委託業務名

栗林公園山林部危険木等処理業務

(2) 委託業務の内容

別添金抜設計書に記載のとおり

(3) 委託業務の実施場所

別添平面図に記載のとおり

2 総則

- (1) 事業着手前に実施計画書を提出し、事業監督員の承認を受けるものとする。また、天候不良等の理由で実施日等を変更する場合にも、事業監督員の承認を得ること。
- (2) 火気に十分注意するものとし、作業現場等での焚き火・喫煙は一切禁止する。
- (3) 受託者は事業実施現場が栗林公園内であることを留意し、来園者に危被害の及ばないよう作業中は作業現場周辺に人が立ち入らないような措置を講じること。また、来園者に対し事業の実施を知らせるため、来園者が見やすい場所に、事業名、事業期間、事業主体名、事業受託者の氏名、連絡先及び電話番号を記入した標示板を設置すること。
- (4) 受託者は、事業の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、又は第三者に危被害を及ぼす等の事故が発生した場合、又はその徴候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、すみやかに事業監督員に報告すること。
- (5) 受託者は、事業の全部又は一部の完成に際し、施工地周辺を保全、後片付け及び清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、検査に必要なものは事業監督員の指示に従って存置、または保管し、検査終了後に撤去または廃棄するものとする。
- (6) 成果報告書には、作業日誌、記録写真を添付すること。

3 事業委託業務内容

(1) 危険木等処理

① 危険木及び枯損木措置

- (i) 危険木の処理においては、幹の中央付近で切除し、枝の一部を残すこと。
- (ii) 枯損木の伐倒は、周辺の健全木等に傷害を与えないように行うこととし、地際付近で行うものとする。可能な限り根株が 10cm 以下となるよう処理すること。
- (iii) 伐採した被害木は、適度な長さに玉切り、枝払いを行い、集積、整理すること。
- (iv) 伐倒した場所での作業や集積が難しいものについては、事業監督員の指示に従って林内の平地に作業・集積場所を設けて搬出し、作業を行うこと。
- (v) 枝葉は、崩落しないよう等高線に平行に在置しなければならない。

② 写真記録

次の事項について撮影し、整理して提出すること。

なお、デジタル写真による撮影、管理の場合は、原則として画像編集したものは認めない。

(i) 伐倒措置

ア 伐採木の全量を、被害木番号が判別できる状態で玉切り、枝払い、集積状況が確認できるよう撮影すること。

イ 地際付近で伐倒したことが確認できるよう撮影すること。

(ii) その他

その他委託者が指示する状況等を撮影すること。

4 その他

- (1) 業務場所が「特別名勝」であることに配慮して作業すること。

- (2) 業務場所が JR 四国高德線に接している箇所での作業となるため、事前に四国旅客鉄道（株）と協議を行う必要があり、夜間作業が必要な場合がある。
- (3) 業務日は平日のみとし、土日祝日は原則作業禁止とする。
- (4) 本仕様書に定めなき事項または業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議するものとし、その指示に従うこと。

5 検査について

- (1) 検査に当たっては、作業責任者が必ず立ち会うこと。
- (2) 検査の時期については、完了通知書の受理後、10 日以内に行うものとする。
- (3) 受託者は、検査のために必要な書類及びその他の措置について、事業監督員の指示に従うこと。
- (4) 検査に際し、写真を撮影し、提出すること。

6 法令等の遵守

作業員等に対する使用者として、労働関係法令等を遵守すること。

受託者は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)のほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

7 その他

(1) 作業責任者・作業施工者

- ① 作業責任者は高木伐採、高木剪定の実務経験がある者を選任し、資格・略歴を添えて監督員に提出し、承認を受けなければならない。
 - ② 作業責任者は、事業の施行内容を把握し、適切な施工管理を行うものとする。
 - ③ 各作業班に1名以上は実務経験のある作業施工者を配置し、作業責任者の指示のもとで作業を行うこと。
 - ④ 作業責任者は事業着手前に作業工程表を含む実施計画書を提出すること。なお、天候不良等の理由で実施日等を変更する場合は監督員の承認を得ること。
- (2) 作業の実施にあたって受託者は、作業員等に、保安帽、手袋などを着用するとともに、必要な安全対策を講ずるものとする。
 - (3) 作業工程表を作成し、実施計画書に添付すること。
 - (4) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度事業監督員と協議すること。